

## 広島県告示第八百五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年八月二十九日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		所在地	土砂災害警戒区域
自然現象の種類	因となる原因の発生原		
崩壊	急傾斜地の崩壊	広島県広島市佐伯区倉重二丁目地内	土砂災害警戒区域
次の図のとおり	次の図のとおり	表区域示の	土砂災害特別警戒区域
倉重二丁目 六四九（六九 〇三一一〇）	倉重二丁目 （六九〇三 一九）	倉重二丁目 （六九〇三 一九）	区域の名称
崩壊	急傾斜地の崩壊	の自然現象の種類	因となる原因の発生原
次の図のとおり	次の図のとおり	号三律の土戒定第区域 年施推砂区す九域 で政行進災域の条の 定令に害等土砂二示 め第_関防に災項及 る八平す止お災にび 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法	土砂災害特別警戒区域

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。